

平成23年 6月 23日現在

機関番号：32601  
 研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2008～2010  
 課題番号：20730309  
 研究課題名（和文） コーポレート・ガバナンス、会計監査、利益の質の関連性に関する実証的研究  
 研究課題名（英文） Empirical research on relationship among corporate governance, auditing, and earnings quality

研究代表者  
 矢澤 憲一（YAZAWA KENICHI）  
 青山学院大学・経営学部・准教授  
 研究者番号：70406817

研究成果の概要（和文）：本研究では、第一に、これまで整備されていなかったコーポレート・ガバナンス（役員構造ならびに所有構造）と会計監査、財務数値に関する統合データベースを構築した。第二に、コーポレート・ガバナンス、会計監査、利益の質の関連性を理論的・実証的に検証するため、文献調査を行うとともに、2004年3月期から2008年3月期までのわが国公開企業8,129社・年を対象に一連の検証仮説の検証を実施し、実証的証拠を発見した。

研究成果の概要（英文）：Firstly, I constructed a database that integrates corporate governance, auditing, and financial characteristics. Secondary, I investigate relationship among corporate governance, audit fee and earnings management using 8,129 Japanese listed companies from March 2004 to March 2008.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：コーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理、監査の質、利益の質、役員構造、株式所有構造、独立性

## 1. 研究開始当初の背景

コーポレート・ガバナンスと会計監査の複合的効果を扱った国内・国外の研究は十分になされているとは言い難い。関連する領域の研究も含めれば、当該研究領域の蓄積は大きく3つのカテゴリーに分類されるだろう。

第一は会計監査と利益の質をめぐる研究である。特に監査の独立性に影響を与える要因として（非）監査報酬にフォーカスした研

究が多く行われている。例えば Frankel, Johnson, and Nelson(2002)、Ashbaugh, LaFond, and Mayhew(2003)、Chung and Kallapur(2003)など非監査報酬と利益の質の関連性を検証した研究が発表されたが、これらの研究では総じて両者の有意な関係性は発見されなかった。また監査報酬に着目したものとしては Choi, Kim, and Zang (2006)が挙げられる。彼らは2000年から2003年ま

での9,820社/年を用いて、極端に高い監査報酬が利益の質を低下させることを示唆する結果を発見した。

第二はコーポレート・ガバナンスと利益の質である。モニタリング・システムとしてのコーポレート・ガバナンスは、主に企業の株主構造と役員構造という側面から分析されてきた。たとえば、Peasnell, Pope and Young (2000) は、イギリスの公開企業を対象にコーポレート・ガバナンスと利益操作の実証的な検証を行い、社外取締役比率が裁量的会計行動と有意な負の相関を示す一方で、監査委員会は統計的に有意な関係を見いだせていない。また10%以上の株式をもつ外部所有者の存在は、裁量的会計行動に負の影響を及ぼすことが確認されている。また Klein(2002)、Chotourou, Bedard and Couteau (2001)、Xie, Davidson, and Dadalt (2002) や Jenkins(2002) も同様の分析を行っている。

第三が会計監査とコーポレート・ガバナンスの相互関連性に着目した研究である。会計監査も株主や役員も、企業経営者を適切な方向へ規律づけるモニタリング・システムの1つと考えれば、これらを単体として扱うだけでは不十分であり、それぞれが有機的に関連しあって機能するシステムと捉える必要がある。こうした観点から Larcker and Richardson(2004) は2000年と2001年の5,103社/年を対象に、監査の独立性の代理変数である監査報酬と利益の質の関連性を実証的に分析し、脆弱なコーポレート・ガバナンスの場合に会計監査の役割が増大することを発見した。

我が国の研究動向を見てみると、第一と第二に属する研究は少ないながら散見されるものの、第三の領域に該当する研究は筆者の知るかぎり見当たらない。

企業活動の大規模化、グローバル化と証券市場の発達に伴い、企業経営者に対する規律付けが重要性を増しつつある。また近年頻発した会計不祥事は一方で、財務報告を中心とする企業のディスクロージャーの信頼性に重大な課題を突き付けている。財務報告は規律付けのツールの1つであり、こうした課題に直面した米国では、2002年7月に企業改革法を成立させ、会計、監査、ガバナンスの改革に取り組んでいる。一方、我が国でも会社法、金融商品取引法と、企業行動を規定する重要な法律が相次いで施行され、企業の財務報告、ガバナンス制度の改革が進められている。

では財務報告とコーポレート・ガバナンスの質を高めるにはどうすればよいのだろうか。制度改正により監査役会と会計監査人の連携など両者の有機的なつながりが重視されるようになったことから、会計監査とコーポレート・ガバナンスが相互に関連しあっ

て質を高めていくことが重要視されていることがわかる。

一方、前述のようにこれまでの学術研究をみても、コーポレート・ガバナンスや会計監査それぞれの効果に着目した研究は比較的多く散見される一方で、それらの関係性に深く切り込んだ研究は少なくとも国内ではみあたらない。本研究の応募者も矢澤(2004)で役員構造を扱い、矢澤(2007)では会計監査を扱うというようにそれぞれ個別に研究している。企業経営者に対する規律付けという目的を達成するためには、コーポレート・ガバナンスと会計監査を1つの有機的システムとして捉え、その機能を解明しなければ、質向上に向けた有用な示唆は得られないのではないか。こうした立脚点に立った研究が望まれている。

以上が本研究の着想に至った経緯である。

## 2. 研究の目的

本研究では3つの目的を置いている。第一は制度的関連性を明らかにすることである。すなわち現在、財務報告、会計監査、コーポレート・ガバナンスはめまぐるしく変化しつつあり、こうした現状を整理し、制度的に想定されている仕組みについて明らかにする。第二は理論的関連性を明らかにすることである。会計理論、会社法理論、あるいはエージェンシー理論などを用いて理論的にどのような関連性が財務報告の向上につながるのかを明らかにする。第三はここまでの作業で得られた制度的、理論的枠組みを踏まえて、現実に検証すべき仮説を導出し我が国企業を対象に実証的に検証する。

## 3. 研究の方法

本研究の目的は、会計監査とコーポレート・ガバナンスが利益の質に与える複合的効果を明らかにすることである。こうした目的を達成するため、①国内外の関連する先行研究のレビューと②それを踏まえた仮説の構築、③仮説検証のためのデータベースの構築(会計監査、コーポレート・ガバナンス、財務・株価など)、④パイロットテストとケーススタディ、⑤仮説の検証を実施した。

## 4. 研究成果

先行研究のレビューならびに理論的・制度的・実務的検討から本研究では5つの検証仮説を導出した。

第一は、ガバナンスの監査需要増大仮説である。コーポレート・ガバナンスにおいて、会計士監査はどのように位置づけられ、どのような相互関係にあるのだろうか。会社法上、コーポレート・ガバナンスを担う会社の機関は取締役会(会)、会計監査人である。取締役会は、代表取締役と取締役の執行行為を監

査する（業務監査）。監査役は代表取締役と取締役の執行行為を監査する（業務監査）とともに会計監査をも担っている。ただし、監査役の行う会計監査は会社法監査ならびに金融商品取引法監査を行う会計監査人による監査を抛り所として実施される。特に独立したガバナンスは社内情報の入手が難しく、そのぶん会計士監査に頼る必要性が生じるといえる。以上から、独立性の高いガバナンスは自らに課された職務を果たすため、そうでない企業に比べてより監査サービスを必要とする（ガバナンスの監査需要増大仮説）。

本仮説について、たとえば Carcello et al. (2002) は米国企業 258 社を対象に取締役会の独立性や勤勉性が高いほど、より監査報酬が高いことを報告している。また Abbott et al. (2003) は米国企業 492 社、Goodwin-Stewart and Kent (2006) は豪州企業 401 社の監査委員会を対象に同様の知見を提供する。

第二は、ガバナンスの監査コスト低減仮説である。上記と反対に、会計士監査においてコーポレート・ガバナンスはどのように位置づけられるのだろうか。監査人は監査にあたって監査リスク（AR）を合理的に低い水準に抑えるために財務諸表における重要な虚偽表示のリスク（RMM；統制リスクと固有リスクを結合したもの）を評価し、発見リスク（DR）の目標水準を決定し、具体的な監査計画（監査手続、時間、スタッフ）に落としこむ。ガバナンス（役員）の独立性は統制リスクを低下させ、それだけ発見リスクの要求水準も緩和することができ、効率的な監査を可能にする（Griffin et al., 2008, 10-12）。以上から、独立性の高いガバナンスは、監査リスクを低減させることによって、監査報酬を抑える効果がある（ガバナンスの監査コスト低減仮説）。本仮説について、たとえば、Cohen and Hanno (2000) は会計士 96 名へのインタビュー調査から、マネジメントの管理方針とガバナンス構造が優れている場合、実査の範囲と程度を抑えることが可能であることを報告している。また Bedard and Johnstone (2004) は米国企業 1,000 社を対象とした質問調査から、ガバナンスが優れている企業ほど、監査人の報酬係数と監査時間が低いことを報告する。

第三は、監査、ガバナンスのエージェンシーコスト低減仮説である。監査とガバナンスは、株主と経営者のエージェンシーコストを低減させるためにある。すなわち、株主からのプレッシャーが強い企業ほど、よりエージェンシーコストを意識してその低下に努めるインセンティブが働く。以上から、エージェンシーコストの高い企業ほど、独立性の高いガバナンスを志向するとともに、より監査サービスを購入する（監査、ガバナンスのエ

ージェンシーコスト低減仮説）。本仮説について、たとえば、Fan and Wong (2005) はアジア企業 747 社を対象に、大株主の議決権比率が強いほどより監査サービスを購入することを発見している。また、Mitra et al.

(2007) は米国企業 358 社を対象に、機関投資家の持株比率が高いほど、企業はより監査サービスを購入することを報告している。

第四は、監査、ガバナンスの利益管理抑制仮説である。独立性の高い取締役会、監査役は財務報告の信頼性を向上させる。同様に、質の高い監査もまた財務諸表の信頼性確保に資する。また、監査により多くの時間と人を投入することによって財務諸表の虚偽表示の可能性を発見する確率が高くなると考えられる。以上から、監査とガバナンスは財務報告の信頼性を高めるため、企業経営者による裁量的な利益管理を抑制する（監査、ガバナンスの利益管理抑制仮説）。本仮説について、たとえば、Krein (2002) は米国企業 803 社を対象に、外部取締役比率が高い企業ほど利益管理が抑制されること、ならびに独立し専門的で活動的な監査委員会もまた同じ働きを持つことを発見している。

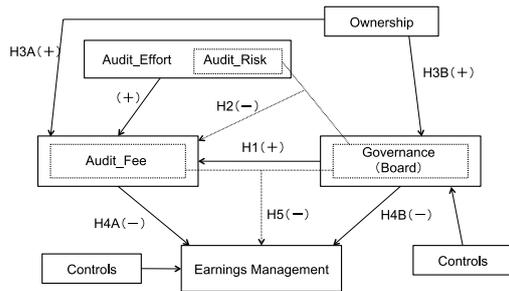
第五は、監査・ガバナンスの相乗効果仮説である。取締役会と監査役の独立性が高く、彼らがより監査サービスを購入し、積極的にモニタリングを行うことで両者にシナジー効果が発生するならば、双方が独立して取り組むよりもより利益管理抑制効果が高くなると考えられる。すなわち、監査とガバナンスがそれぞれ利益管理を抑制する場合に、両者がともに高めれば追加的な利益管理抑制効果が生じる。以上から、監査報酬とガバナンスの独立性は相互に連携することでシナジー効果を発揮し、そうでない場合よりもより利益管理を抑制する効果が高まる（監査・ガバナンスの相乗効果仮説）。なお、本仮説について、実証的な検証を行っている研究は筆者のみ限り見当たらない。

以上を図式化したものが図表 1 である。分析は大きく 3 つの部分からなる。第一に、ガバナンスと監査報酬の相互関連性（仮説 1 と 2）、第二に、ガバナンスと監査報酬の決定因子（仮説 3）、そしてガバナンスと監査報酬の利益管理への影響（仮説 4 と 5）である。総合的な枠組みを視覚化し、ひとつのサンプルセットにより検証している点は本稿の貢献であるといえよう。

本研究では以上の仮説を検証するため、5 つのモデルを構築し、2004 年 3 月期から 2008 年 3 月期までのわが国公開企業 8,129 社・年を対象に、コーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理の関連性を分析した。分析の結果は以下のとおりである。第一に、ガバナンスの独立性と監査報酬は正の関連性がある。第二に、リスクとガバナンスの交差項は

監査報酬と有意な相関を示さなかった。第三に、投資家から経営者への圧力が強いと考えられる企業ほど、ガバナンスの独立性と監査報酬が高い傾向がある。第四に、ガバナンスの独立性と監査報酬は、目標利益達成行動と有意な負の相関が発見された。第五に、ガバナンスの独立性と監査報酬がともに高い場合に目標利益達成行動との負の関連性はみられなかった。

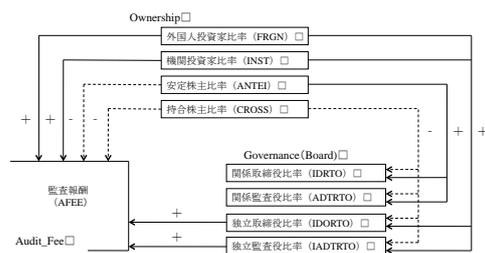
図1 検証仮説



本研究ではさらに追加仮説を構築し、検証を実施した。第一は、ガバナンスの独立性が高いほど、監査報酬も高くなる、第二は、所有構造の違いが役員構造と外部監査の需要レベルに影響を与えるである。

分析の結果、第一に、ガバナンスの独立性の水準と監査報酬が正の関連性があること、第二に、所有構造の違いはガバナンス構造および監査報酬と関連性があることを示唆させる証拠が発見された。

図2 追加仮説



本研究の特徴は、これまでわが国では制度、実務上は重要性が指摘されながらも、学術的な解明が十分に行われておらずミッシングリンクであったコーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理の関連性について理論的、実証的な解明を行ない、新たな知見を提供している点である。第一に、わが国でも外国人投資家や機関投資家を背景としてガバナンスの独立性が強化されているとともに独立

性の高いガバナンスと外部監査は相互に関連性をもつ、第二に、独立性の高いガバナンスと十分な監査報酬には経営者の利益管理を抑制するという仮説と一貫する証拠が観察された。また第三に、社外取締役と社外監査役、独立取締役（監査役）と関係取締役（監査役）の役割に相違があること、第四に、これらガバナンス構造と所有構造との関連性には一定の類型的特点があることを明らかにした点は、今後の関連分野の研究に対する貢献となると考える。

本稿には課題もある。第一に、本稿で観察された監査とガバナンスの正の相関は両者の因果関係ではなく、質の高い経営者が自らを律するために社外役員や会計士監査を強化しているのかもしれない（同時決定性の問題）。第二に、株主の圧力がガバナンスを強化させることを示唆する結果が得られたが、逆に外国人投資家がガバナンスの独立性が高い企業に投資しているという可能性を排除できていない（逆因果の問題）。第三に、ガバナンスシステムの相互連携という視点に基づけば、内部監査や内部統制、ディスクロージャーなど、その他のガバナンスメカニズムとの関連性についても検討しなければならない（総合的理解の問題）。

コーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理をめぐる問題は複雑に絡み合っており、本稿の結果はその解明に向けた第一歩である。

なお、上記研究に付随して、コーポレート・ガバナンスを構成する要素の一つである内部統制 (internal control) の評価と監査についても理論的および実証的な研究を実施している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 矢澤憲一、「コーポレート・ガバナンス、監査報酬、利益管理の関連性」、会計プロGRESS、査読有、第12号、2011年、28-44頁
- ② 矢澤憲一、「内部統制の実証分析-決定因子、利益の質、証券市場の評価-」、インベスター・リレーションズ、査読有、第4巻、2010年、3-28頁

〔学会発表〕(計3件)

- ① Kenichi Yazawa, Why Don't Japanese Companies Disclose Internal Control Weakness? Evidence from J-Sox Mandated Audits, 22th. Asian-Pacific Conference on International Accounting Issues,

November 8 2010, Gold Coast, Australia.

- ② 矢澤憲一、コーポレート・ガバナンス、会計監査、利益の質の関連性、日本会計研究学会、第 69 回年次大会、2010 年 9 月 10 日、東洋大学
- ③ 矢澤憲一、内部統制の実証分析-決定因子、利益の質、証券市場の評価-、日本インベスター・リレーションズ学会、第 8 回年次大会、2010 年 3 月 6 日、國學院大學

[図書] (計 1 件)

- ① 石黒徹・田中襄一・円谷昭一・大崎貞和・矢澤憲一・前山政之・佐藤淑子・大塚成男・鳥飼重和、商事法務、内部統制と IR-研究者と実務家の立場から、2010 年、第 5 章担当、81-113 頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

矢澤 憲一 (YAZAWA KENICHI)  
青山学院大学・経営学部・准教授  
研究者番号：70406817